

## 貿易関係証明発給業務について（一部改訂）

平成 22 年 1 月 4 日より原産地証明書の申請内容が一部変わります！

### マレーシア向け原産地証明書への「製造年」の記載について

マレーシアには、中古建機を含む輸入車両の台数規制（AP：Approved Permit）が存在し、「製造後 5 年以内」という規制が設定されています。マレーシア政府（国際貿易産業省）は、第三者による製造年証明として、同省単独の判断により、これまで日本の各商工会議所が発給する原産地証明書を利用していました。そのため、輸入許可を得る目的から原産地証明書発給後に製造年を追記する等の偽造が多発し、日本商工会議所とマレーシア政府では対応策について継続的に協議を行ってきたところで

す。

その結果、平成 22 年 1 月から以下の運用とすることとなりましたのでお知らせいたします。

#### 1 . 製造年の記載

マレーシア向け原産地証明書への「製造年」の記載は、一切認めない。

- \* マレーシア政府には、製造年の記載のある原産地証明書は偽造と判断いただく。
- \* マレーシア政府には、偽造証明書の提出を受けた場合、同証明書を電子メールか、ファクシミリで送信いただくとともに、偽造証明書を提出した者へのヒアリング等で偽造の事実関係の調査を依頼する。
- \* 商工会議所の発給する原産地証明書は、「輸出物品の原産性を証明するものであり、製造年を証明すべきものではない」という大原則に則った対応。
- \* 「2 .」のマレーシア政府からの許可とは関係なく、本運用は実施することとする。

#### 2 . 製造年を証明する宣誓書への証明方法(本運用はマレーシア政府からの許可待ち)

**許可が得られ次第、製造年記載を希望する申請者に本誓約書の利用を許可する。**

申請者から、製造年を証明する宣誓書（別添 1）への証明申請があった場合、必要典拠書類（別添 2）を確認のうえ、宣誓書に「肉筆で」サインするとともに、

証明書類と典拠書類に割印を付す。

\* 原産地証明書への製造年が記載できないことから申請者から依頼があった場合に、  
宣誓書フォームを手交する。

・ 別添 1 : 製造年を証明する宣誓書フォーム (マレーシア政府指定フォーム)

対象中古建機リスト (AP制度対象となる建機のリストで、HSコードごとに、以下の  
どの典拠書類が必要かを明示しています。)

・ 別添 2 : 必要典拠書類 (製造年を確認する各種証明書及び翻訳例)

・ 未梢登録証明書 (マレーシア政府の許可待ち)

・ 特定自主検査実施経歴書 (マレーシア政府の許可待ち)

・ 譲渡証明書 (マレーシア政府の許可待ち)

・ クレーン設置届 (マレーシア政府の許可待ち)

(参考情報)

・ マレーシア向け中古建機の原産地証明書への製造年記載に係る偽造問題経緯

< 本件問い合わせ先 >

当所 会員サービス課 電話番号 : 042-722-3594

または 日本商工会議所 国際部 原産地証明担当 電話番号 : 03-3283-7851 まで